

地域医療支援病院の承認要件等について

(下線部分：平成 26 年 4 月 1 日改正部分)

承認の要件 【医療法】	国の基準 【医療法施行規則】 【医療法の一部を改正する法律の施行について（H10. 5. 19 健康政策局長通知）】	留意事項 【医療法の一部を改正する法律の施行について（H10. 5. 19 健康政策局長通知）】を県で整理 （ゴシック体は県が補足）	具体的な承認の目安
1 開設者は、国、都道府県、市町村、第 4 2 条の 2 第 1 項に規定する社会医療法人その他の者とする。 (法 4 条 1 項)	地域医療支援病院を開設することができる者は、次のいずれかであること。 ・国 ・都道府県 ・市町村 ・社会医療法人 ・公的医療機関 ・医療法人 ・一般社団・財団法人 ・公益社団・財団法人 ・学校法人 ・社会福祉法人 ・独立行政法人労働者健康安全機構 ・次のいずれにも該当すること。 ・エイズ治療の拠点病院又は地域がん診療拠点病院であること。 ・保険医療機関の指定を受けていること。		
2 紹介患者に対し医療を提供する体制が整備されていること (法 4 条 1 項 1 号) (則 9 条の 1 6 6 号)	次のいずれかの場合に該当すること。 1 地域医療支援病院紹介率が 8 0 % 以上であること。 2 地域医療支援病院紹介率が 6 5 % 以上であり、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が 4 0 % 以上であること。 3 地域医療支援病院紹介率が 5 0 % 以上であり、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が 7 0 % 以上であること。 ●地域医療支援病院紹介率 紹介患者の数 初診患者の数 × 1 0 0 ●地域医療支援病院逆紹介率 逆紹介患者の数 初診患者の数 × 1 0 0 「紹介患者の数」、「初診患者の数」、「逆紹介患者の数」は申請を行う年度の前年度の数をいう。	「紹介患者の数」：初診患者のうち、他の病院又は診療所から紹介状等により紹介された患者の数。ただし、開設者と直接関係のある病院又は診療所から紹介状等により紹介された患者の数を除く。 なお、開設者と直接関係のある病院又は診療所とは、「診療報酬点数表（平成 6 年厚生省告示第 54 号）及び老人診療報酬点数表（平成 6 年厚生省告示第 72 号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について（平成 16 年 2 月 27 日保医発第 227001 号）」により規定された「特別の関係にある保険医療機関」の考え方を準用する（以下同じ）。また、紹介状には、紹介患者の氏名、年齢、性別、傷病名又は紹介目的、紹介元医療機関名、紹介元医師名、その他紹介を行う医師において必要と認める事項を記載しなければならない（以下同じ）。 「初診患者の数」：患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為があった患者の数から、救急自動車により搬送された患者、救急医療事業において休日又は夜間に受診した患者の数及び自他覚的症狀がなく健康診断を目的とする受診により疾患が発見された患者について、特に治療の必要性を認めて治療を開始した患者の数を除いたもの。 なお、開設者と直接関係のある病院又は診療所から紹介状等により紹介された患者の数のうち、初診料等を算定した者は含む。 「休日」とは、日曜日、祝日、1 月 2 日及び 3 日並びに 1 2 月 2 9 日、3 0 日及び 3 1 日をいい、「夜間」とは、午後 6 時から翌日の午前 8 時まで（土曜日の場合は、正午以降）をいうものであること。 「逆紹介患者の数」：地域医療支援病院から他の病院又は診療所に紹介した患者の数。ただし、開設者と直接関係のある病院又は診療所に紹介した患者の数を除く。 「逆紹介患者」とは、診療に基づき他の機関	

承認の要件 【医療法】	国の基準 【医療法施行規則】 【医療法の一部を改正する法律の施行について（H10. 5. 19 健康政策局長通知）】	留意事項 【医療法の一部を改正する法律の施行について（H10. 5. 19 健康政策局長通知）】を県で整理 （ゴシック体は県が補足）	具体的な承認の目安
		での診療の必要性等を認め、患者に説明し、その同意を得て当該機関に対して、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った患者（開設者と直接関係のある他の機関に紹介した患者を除く。）をいうものであること。	
3 共同利用のための体制が整備されていること (法 4 条 1 項 1 号) (則 9 条の 1 6 1 号)	1 当該病院の施設・設備が当該病院の存する地域の全ての医師又は歯科医師の利用のために開放されており、そのための共同利用に関わる規定が病院の運営規定等に明示されていること。 2 利用医師等登録制度を設け、当該地域医療支援病院の開設者と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全医療機関の五割以上であること。 3 利用医師等登録制度の実施にあたる担当者を定め、登録された医療機関等との協議、共同利用に関する情報の提供等連絡・調整の業務を行わせること。 4 共同利用のための専用の病床として、共同利用の実績を踏まえつつ、他医療機関の利用の申し出に適切かつ速やかに対応できる病床数が確保されていること。	4 「専用の病床」については、他の病床の利用状況等の事情からやむを得ず共同利用に係る患者以外の患者を一時的に収容することは差し支えない。（国）	4 専用の病床が 5 床以上確保されていること。
4 救急医療を提供する能力を有すること (法 4 条 1 項 2 号) (則 9 条の 1 6 2 号)	1 2 4 時間体制で入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療ができるよう、通常の当直体制の外に重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者が確保されているとともに、重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床が確保されていること。 2 入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設（診察室、処置室、検査室等）を有し、2 4 時間使用可能な体制が確保されていること。 3 救急自動車による傷病者の搬入に適した構造設備を有していること。 4 次のいずれかの場合に該当すること。 ① 地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者の数の（申請を行う年度の前年度の数） 救急医療圏人口 × 1000 が 2 以上であること。 ② 地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者の数（申請を行う年度の前年度の数）が 1000 以上であること。 ただし、2 4 時間体制で救急体制を整え、救急医療事業を行っている場合については、上記に該当していない場合であっても、次に該当すると認めた場合には、他の要件を満たす場合に限り、地域医療支援病院の承認を行うことができる。 (1) 当該病院が所在する二次医療圏について定められた医療計画を踏まえ、救急医	1 標榜科目のうち特定の一部の診療科のみ実施する場合には、予め医務課（保健所経由）、消防機関等関係機関に対してその旨を通知すること。（国） 2 重症救急患者の受入に対応できる医療従事者の確保について、専従の勤務形態は、救命救急センターや救急治療室に専従で勤務する医療従事者など、専ら救急医療に携わる医療従事者をいい、非専従の勤務形態は、当直体制以外の勤務において救急部門に携わることのある医療従事者をいう。（県） 3 重症救急患者のための病床の確保について、優先的に使用できる病床は、1 C U、C C U など、重症救急患者を優先的に受け入れる病室をいい、専用病床とは、救命救急センター、救急治療室などの救急患者専用の病室をいう。（県）	1 第三次救急医療機関（救命救急センター）若しくは二次救急医療機関であること、又はこれと同等と認められる医療機関であること。

承認の要件 【医療法】	国の基準 【医療法施行規則】 【医療法の一部を改正する法律の施行について（H10.5.19 健康政策局長通知）】	留意事項 【医療法の一部を改正する法律の施行について（H10.5.19 健康政策局長通知）】を県で整理（ゴシック体は県が補足）	具体的な承認の目安
----------------	--	---	-----------

	療体制の確保の観点から、当該病院に対して承認を与えることが適当と認めた場合 (2) 小児科等の単科の病院であって、当該診療科に関して地域における医療の確保の観点から、当該病院に対して承認を与えることが適当と認めた場合		
5 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること (法4条1項3号) (則9条の16 3号)	1 必要な図書等を整備し、以下のような研修を定期的に行う体制が整備されていること。 ・地域の医師等を含めた症例検討会 ・医学・医療に関する講習会 2 研修目標、研修計画、研修指導体制その他研修の実施のために必要な事項を定めた研修プログラムを作成していること。 3 研修プログラムの管理及び評価を行うために、病院内に研修全体についての教育責任者及び研修委員会が設置されていること。 4 研修の実施のために必要な施設及び設備を有していること。 5 年間12回以上(申請を行う年度の前年度の数)の研修を主催していること。 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれること。また、医師だけでなく、他の医療従事者を対象としたものが含まれていること。	1 研修は、臨床研修を念頭においているものではなく、主として既に地域において開業している又は勤務している医師、歯科医師、薬剤師及び看護婦等に対する、これらの者の資質の向上を図るための研修を指す。(国) 2 地域の医療従事者の資質の一層の向上を図るため、研修の実施とともに、地域の医師等が行う地域医療に関する研究、保健医療活動への援助を行うほか、疾病や医薬品情報等の保健医療情報を収集検討し、地域の医師等に提供することが望ましい。(国)	1 研修会は、原則毎月1回以上実施すること。
6 200床以上の病床を有すること (法4条1項4号) (則6条の2)	知事が、地域における医療の確保のために必要であると認めた次の場合は、200床未満でもよい。 ① 当該病院が所在する二次医療圏について定められた医療計画を踏まえ、地域医療の確保の観点から、当該病院に対して承認を与えることが適当と認めた場合。 ② 精神科等単科の病院であって、当該診療科に関して地域における医療の確保の観点から、承認を与えることが適当と認めた場合。	病床の種類は問わない。(国)	
7 医療法に規定する施設を有し、構造設備が要件に適合すること (法4条1項5号・6号) (則21条の5 1号) (則22条)	医療法第21条に規定する一般の病院に必要とされる施設のほか、次の施設を有するとともに、構造設備が要件に適合すること。 ・集中治療室 ・化学、細菌及び病理の検査施設 ・病理解剖室 ・研究室 ・講義室 ・図書室 ・救急用又は患者輸送用自動車 ・医薬品情報管理室	医薬品情報管理室は、医薬品に関する情報の収集、分類、評価及び提供を行う機能を備えていけば、他の用途の室と共用することは差し支えない。(国)	集中治療室は、診療報酬点数表の「特定集中治療室管理料に関する施設基準」に適合していること。 医薬品情報管理室は、診療報酬点数表の「薬剤管理指導料に関する施設基準」に適合していること。
8 諸記録を備えて置くこと (法16条の2 1項5号) (則9条の18) (則21条の5 2号・3号)	診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録を備えること。 診療に関する諸記録は、過去2年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約及び入院診療計画書とする。 病院の管理及び運営に関する諸記録は、共同利用の実績、救急医療の提供の実績、地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績、閲覧実績並びに紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績を明らかにすること。		

承認の要件 【医療法】	国の基準 【医療法施行規則】 【医療法の一部を改正する法律の施行について（H10.5.19 健康政策局長通知）】	留意事項 【医療法の一部を改正する法律の施行について（H10.5.19 健康政策局長通知）】を県で整理（ゴシック体は県が補足）	具体的な承認の目安
----------------	--	--	-----------

	かにする帳簿とする。	
9 諸記録を体系的に管理すること (法16条の2 1項4号) (則9条の16 4号)	診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理に関する責任者及び担当者を定め、諸記録を適切に分類して管理すること。	諸記録の管理に関する責任者及び担当者 は、業務が適切に実施されていれば、必ずしも専任の者でなくとも差し支えない。(国) 諸記録の管理方法は、病院の実状に照らし適切なものであれば、必ずしも病院全体で集中管理する方法でなくとも差し支えない。また、分類方法についても、病院の実状に照らし、適切なものであれば差し支えない。(国)
10 諸記録を閲覧させること (法16条の2 1項5号) (則9条の16 5号)	患者を紹介しようとする医師、歯科医師及び地方公共団体から諸記録の閲覧を求められたときは、正当の理由がある場合を除き、諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして病院の管理及び運営に関する諸記録を閲覧させること。 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧の求めに応じる場所を定め、当該場所を見やすいよう掲示すること。	諸記録の閲覧に関する責任者、担当者は、業務が適切に実施されていれば、必ずしも専任の者でなくとも差し支えない。(国) 閲覧の求めに応じる場所は、閲覧に支障がなければ、必ずしも閲覧専用の場所でなくとも差し支えない。(国)
11 地域医療支援病院が設置すべき委員会を設置すること (法16条の2 1項7号) (則9条の19 1項・2項)	1 委員会においては、当該地域医療支援病院が、地域のかかりつけ医、かかりつけ歯科医等からの要請に適切に対応し、地域における医療の確保のために必要な支援を行うよう、本通知「第二 地域医療支援病院に関する事項」中、主として「五 管理者の業務遂行方法」に定められた各事項((七)を除く。)に関する業務遂行状況について審議し、当該病院の管理者に意見を述べるものであること。 2 委員会は、当該地域医療支援病院の所在する地域の医療を確保する上で重要な関係を有する者を中心に構成されるべきものであり、例えば、当該地域の医師会等医療関係団体の代表、当該病院が所在する都道府県・市町村の代表、学識経験者等により構成することが適当であること。 3 委員として、当該病院の関係者が就任することを妨げるものではないが、その場合にあっては、関係者以外の者が大半を占めるよう留意すること。 4 委員会は、定期的(最低四半期に一回程度)に開催することを原則とし、そのほか、必要に応じて不定期に開催することを妨げないものであること。 5 当該病院の管理者は、委員会から意見が提出された時は、最大限それを尊重するものであること。	2 委員には、民生委員など地域の住民代表者を加えること。 3 委員のうち、病院関係者が過半数を超えないこと。
12 病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること (法16条の2 1項7号) (則9条の19 1項)	病院内に患者相談窓口及び担当者を設け、患者及び家族等からの苦情、相談に応じられる体制を確保すること。	
13 居宅等における医療の提供の推進に関する支援を実施すること。 (法16条の2 2項)	居宅等で医療を提供する医療提供施設等の連携の緊密化のための支援、医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する情報の提供など、居宅等における医療の提供の推進に関し必要な支援を行うこと。	

承認の要件 【医療法】	国の基準 【医療法施行規則】 【医療法の一部を改正する法律の施行に ついて（H10.5.19 健康政策局長通知）】	留意事項 【医療法の一部を改正する法律の施行 について（H10.5.19 健康政策局長通 知）】を県で整理 （ゴシック体は県が補足）	具体的な承認の目安
14 その他		<u>1 病院内に専用の室、担当者を設け、これ らの業務が総合的に行われ、地域の他の診 療所等との連携が円滑に行われる体制が 確保されていること。</u> <u>2 良質な医療を提供するための取組をよ り一層高めていくために、病院の機能につ いて広域を対象とした第三者による評価 を受けていること。</u> <u>3 逆紹介を円滑に行うため、退院調整部門 を設置すること。</u> <u>4 地域連携を促進するため、地域連携クリ ティカルパスを策定するとともに、地域の 医療機関に普及させること。</u> <u>5 住民や患者が医療機関を適切に選択で きるよう、当該病院の果たしている役割を地 域住民に対して、適切に情報発信すること。</u>	